

◆◆関東地方整備局の動き◆◆

1. 栃木県足利市(渡良瀬川)で水防演習を開催します ～「第68回利根川水系連合・総合水防演習」～

関東地方整備局 河川部
渡良瀬川河川事務所
栃木県県土整備部河川課
足利市都市建設部道路河川整備課

第68回利根川水系連合・総合水防演習を下記のとおり開催しますのでお知らせします。

- 開催日時：2019年5月18日(土) 午前8時30分～(受付開始)
- 開催場所：栃木県足利市五十部町地先 渡良瀬川左岸 38.6キロメートル付近

本演習は、昭和22年のカスリーン台風による未曾有の被害を教訓として昭和27年から始められ、国土交通省及び関東1都6県(栃木県・群馬県・茨城県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県)並びに開催市町村の主催により、毎年利根川水系の河川で開催しています。

今回の演習は、第1部の水防訓練では地域特性を活かした実践的な演習をはじめ、流域住民の主体的な避難につながる緊急速報メールを活用した洪水情報の大規模配信訓練等を実施します。

また、第2部の救出・救護訓練では関係機関が連携した訓練を実施します。

当日の演習会場では、降雨体験車や建設機械の操作体験コーナー、水防新工法の展示、さらには地元物産展なども行う予定です。

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [2084 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページをご覧ください。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/river_00000430.html

2. 『首都圏広域地方計画』の3年目の取り組み状況をまとめました

関東地方整備局
首都圏広域地方計画推進室

首都圏広域地方計画は、首都圏の未来を決する「運命の10年」と位置づけ、2016年3月29日に大臣決定されたものです。

首都圏では計画決定後、計画の実現に向け各種プロジェクトが進められており、今回、首都圏広域地方計画協議会は、3年目の取組状況をとりました。

計画策定後、先行的に実施するプロジェクトとして「第20回国土審議会(2017.6)」に報告された『5つの広域連携プロジェクト』では、

- (1)リニア開業を踏まえた首都圏の国際競争力高度化プロジェクト
リニア開業に向けた駅周辺開発の計画推進。
- (2)東日本地方創生回廊とスーパー・メガリージョンとの連結拠点創出プロジェクト
大宮駅周辺に東日本連携センターの開設など交流拠点整備が推進。
- (3)太平洋・日本海横断高競争力製造業ベルト創出プロジェクト
圏央道や北関東道周辺の工場立地の増加や茨城港の取扱量が増加。
- (4)新たな働き方・暮らし方を実現する首都圏3リングの形成プロジェクト
各地で移住合同セミナーの開催や団地再生の取組が行われている。
- (5)IoT・ICTを活用した豊かなスマート関東の実現プロジェクト
遠隔医療や自動運転・ドローンなどの実証実験や実用化が進んでいる。

など、計画が進んでいます。

◆公表先

全てのプロジェクトに関する取り組み状況は、以下のホームページに掲載しています。
関東地方整備局ホームページ「首都圏広域地方計画」

<http://www.ktr.mlit.go.jp/chiiki/kokudo00000087.html>

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [2061 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページをご覧ください。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kyoku_00000824.html

3. 鬼怒川・小貝川のあらゆる情報がまるわかり！ ～全国初！河川に着目したるるぶ特別編集～

鬼怒川・小貝川流域ネットワーク会議

流域の魅力を発信し、賑わいを創出することを目的に、全国で初めて河川に着目したるるぶ特別編集『鬼怒川・小貝川』を発行します。

歴史、グルメ、観光スポットなど、鬼怒川・小貝川のあらゆる情報がまるわかり。

鬼怒川・小貝川の魅力を伝え、各地から人を呼び込むことにより地域の活性化を目指します。

【配布場所】

鬼怒川・小貝川流域ネットワーク会議の構成市町及び県
関東鉄道常総線(守谷、取手、水海道、下妻、下館の5駅)

「TX プラザ秋葉原」

栃木県のアンテナショップ「とちまるショップ」

「まるごとにつぼん」

今後も流域内外各所において配布していく予定です。

【仕様】 無料フリーペーパー形式全 28 ページ

下館河川事務所ホームページでも公開しております。

URL : <http://www.ktr.mlit.go.jp/shimodate/shimodate00662.html>

※鬼怒川・小貝川流域ネットワーク会議

鬼怒川・小貝川流域 24 市町と茨城県・栃木県および国土交通省下館河川事務所で構成しています。

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [883 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/shimodate_00000213.html

4. 地域インフラサポートプラン ～「技術者スピリッツ」紹介～

関東地方整備局 企画部

関東地方整備局では、年間約 1,200 件の工事を行っています。私どもは、これまで工事の目的や出来上がった際の効果を中心に広報してきました。建設工事は、いわゆる一品生産です。各現場では、品質が良く、地域の方に末永く使ってもらえるものを作ろうと技術者が日々努力をしています。世界に一つだけの工事に携わる技術者に光をあて、関東地方整備局ホームページ (<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000022.html>) にて紹介しています。

(現在、268 話まで掲載中)

是非ご覧いただき、「喜ばれるものを作る」奮闘する技術者の魅力が伝われば幸いです。

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000022.html>

◆◆国土交通本省の動き◆◆

1. 地方圏でも住宅地が27年ぶりの上昇に～全国的に地価の回復傾向が広がる～

平成31年地価公示では、三大都市圏以外の地方圏でも住宅地が平成4年以来27年ぶりに上昇に転じるなど、全国的に地価の回復傾向が広がっています。

○ 昭和45年の調査開始以来、今回で節目の50回目を迎えた平成31年地価公示は、全国26,000地点を対象に実施し、平成31年1月1日時点の地価動向として、次のような結果が得られました。

【全国平均】全用途平均は4年連続で上昇し、上昇基調を強めている。用途別では、住宅地は2年連続、商業地は4年連続で上昇。

【三大都市圏】全用途平均・住宅地・商業地のいずれも各圏域で上昇が継続している。

【地方圏】住宅地は平成4年以来27年ぶりに上昇に転じた。商業地は地方四市（札幌・仙台・広島・福岡）を除いた地域でも平成平成5年から続いた下落から横ばいとなった。

○ 背景として、景気回復、雇用・所得環境の改善、低金利環境の下で、[1]交通利便性等に優れた地域を中心に住宅需要が堅調で

あること、[2]オフィス市場の活況、外国人観光客増加による店舗・ホテル需要の高まりや再開発事業等の進展を背景に需要が

拡大していること、が挙げられます。

○ 結果の詳細は、土地・建設産業局トップページから、「地価公示」のページを御覧ください。

<http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/index.html>

○ 個別地点の価格等については、標準地・基準地検索システムに掲載いたします。

<http://www.land.mlit.go.jp/landPrice/AriaServlet?MOD=2&TYP=0>

（3月20日掲載予定。当日はアクセスが集中するため、非常につながりにくい状況が予想されます。）

「地価公示」とは：

地価公示は、地価公示法に基づき、都市計画区域等における標準地の毎年1月1日時点の正常価格を国土交通省土地鑑定委員会が判定・公示するものです。公示価格は、一般の土地の取引価格に対して指標を与えるとともに、公共事業用地の取得価格の算定等の規準とされています。

※地方圏は、三大都市圏（東京圏、大阪圏、名古屋圏）以外の市町村の区域です。三大都市圏は、首都圏整備法等に基づく政策区域に応じて、全国の市区町村の区域を区分したものです。各圏域に含まれる具体的な市区町村名は、地価公示の「これまでの発表資料」のページにある「三大都市圏の市区町村」を御覧ください。

添付資料

 [公表資料](#)（PDF形式） 

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo04_hh_000158.html

2. 「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律案」を閣議決定～建設業の将来の担い手を確保するため、建設業者及び発注者に係る制度を改正～

将来の建設業の担い手を確保するため、働き方改革の促進、生産性の向上及び持続可能な事業環境の確保を図る施策を盛り込んだ「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律案」が、本日、閣議決定されました。

1. 背景

- 建設業の長時間労働が常態化する中、工期の適正化等による「働き方改革」が急務。
- 現場の急速な高齢化と若者離れが進む中、限りある人材の有効活用と若者の入職促進による将来の担い手の確保が急務。
- 地方部を中心に建設業者数が減少している中、建設業者が今後も「地域の守り手」として活躍し続けることができる事業環境の確保が必要。

2. 概要

(1) 建設業の働き方改革の促進

- 中央建設業審議会において、工期に関する基準を作成・勧告。著しく短い工期による請負契約の締結を禁止し、違反者に対しては必要な勧告等の措置を実施。
- 公共工事の発注者に、必要な工期の確保と施工時期の平準化を図るための方策を講ずることを努力義務化。
- 建設業の許可基準を見直し、社会保険への加入を要件化。
- 下請代金のうち労務費相当分については、現金払とするよう配慮。

(2) 建設現場の生産性の向上

- 工事現場の技術者に関する規制を合理化。
 - (1) 元請建設業者が配置する監理技術者に関し、これを補佐する者として技士補制度を創設し、技士補が専任配置されている場合は、複数現場の兼任を容認。
 - (2) 下請建設業者が配置する主任技術者に関し、上位下請が一定能力を有する主任技術者を専任配置する等の要件を満たす場合は、下位下請は配置を不要化。
- 工場製品等の建設資材の不具合に起因して施工不良が生じた場合に、建設業者への指示だけでは再発防止が困難と認められるときは、不適切な資材を引き渡した製造業者等に対しても、必要な改善勧告・命令を行うことができる仕組みを構築。

(3) 持続可能な事業環境の確保

- 経營業務に関わる多様な人材確保等に資するよう、経營業務管理責任者に関する規制を合理化。
- 建設業の譲渡や法人合併、相続等に際し、事前認可の手続きにより円滑に承継できる仕組みを構築。

添付資料

[報道発表資料](#) (PDF 形式 : 441KB) 

[概要](#) (PDF 形式 : 285KB) 

[要綱](#) (PDF 形式 : 88KB) 

[案文・理由](#) (PDF 形式 : 108KB) 

[新旧対照表](#)（PDF形式：307KB）

[参照条文](#)（PDF形式：119KB）

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13_hh_000615.html

3. 車両制限令の一部を改正する政令が閣議決定

道路の構造の保全及び交通の危険の防止上の支障がない道路について、国際海上コンテナを運搬するセミトレーラ連結車が特別の許可なく道路を通行できることとする「車両制限令の一部を改正する政令」が、本日、閣議決定されました。

1. 背景

近年、国際海上コンテナ運送が活発化しており、物流における国際競争力の強化の観点から、国際海上コンテナを運搬するセミトレーラ連結車が機動的に通行できる環境の整備が必要となっています。

他方、道路法等の一部を改正する法律（平成30年法律第6号）及び道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成30年政令第280号）により「重要物流道路制度」が創設され、重要物流道路に係る特別の構造基準が規定されたことにより、国際海上コンテナを運搬するセミトレーラ連結車が特別の許可なく道路を通行することができる環境が整いつつあります。

そこで、道路の構造の保全及び交通の危険の防止上の支障がない道路については、国際海上コンテナを運搬するセミトレーラ連結車が特別の許可なく道路を通行できるよう、車両制限令の一部を改正することとしました。

2. 政令改正の概要

（1）車両制限令（昭和36年政令第265号）の一部改正関係

道路管理者が指定した道路を通行する国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車について、車両の構造に応じた重量及び長さの最高限度を新たに規定することとします。

（2）高速自動車国道法施行令（昭和32年政令第205号）の一部改正関係

高速自動車国道の管理について、車両制限令の規定を適用する場合の技術的読替えを規定することとします。

（3）道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）の一部改正関係

機構及び会社等が行う道路の管理について、車両制限令の規定を適用する場合の技術的読替えを規定することとします。

（4）その他

その他所要の改正を行うこととします。

3. 今後のスケジュール

公布・施行：平成31年3月20日（水）

なお、上記2.（1）の道路管理者による道路の指定は追って実施する予定です。

また、本政令の施行に併せて、車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和36年建

設省令第28号)の一部を改正し、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車について、40ft背高の国際海上コンテナを運搬するものであること、ETC2.0車載器を搭載したものであること等を定めるとともに、必要な規定を整備する予定です。

添付資料

[報道発表資料](#) (PDF形式) 

[要綱](#) (PDF形式) 

[案文・理由](#) (PDF形式) 

[新旧対照条文](#) (PDF形式) 

[参照条文](#) (PDF形式) 

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001147.html

4. 「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の施行期日を定める政令」及び「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行令」を閣議決定

「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」(平成30年法律第89号。以下「法」という。)の施行期日を定める政令及び施行令が、本日、閣議決定されました。

1. 背景

第197回国会において、海洋に関する施策との調和を図りつつ、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用を促進するため、基本方針の策定、促進区域の指定、当該区域内の海域の占用等に係る計画の認定制度の創設等の措置を講ずる法が平成30年11月30日に成立し、同年12月7日に公布されました。このため、法の施行期日を定めるとともに、その施行に際して必要となる規定を整備する必要があります。

2. 概要

(1) 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の施行期日を定める政令

○ 法の施行期日を平成31年4月1日とします。

(2) 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行令

○ 法の対象となる海洋再生可能エネルギー源を、海域における風力とします。

○ 促進区域内海域において占用等の許可を要することとする範囲を、海域の上空315メートル

ルまでの区域及び海底下100メートルまでの区域とします。

○ 促進区域内海域の利用又は保全に支障を与えるおそれのある行為を、次の行為とします。

・ 海底の掘削又は切土その他海底の形状を変更する行為

- ・ 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域ごとに国土交通大臣が指定する廃物の投棄
- その他所要の規定の整備を行います。

3. スケジュール

閣議：平成31年3月15日（金）

公布：平成31年3月20日（水）

施行：平成31年4月1日（月）

添付資料

[報道発表資料](#)（PDF形式）

[要綱（期日政令）](#)（PDF形式）

[本文理由（期日政令）](#)（PDF形式）

[参照条文（期日政令）](#)（PDF形式）

[法律要綱](#)（PDF形式）

[要綱（政令）](#)（PDF形式）

[本文理由（政令）](#)（PDF形式）

[新旧（政令）](#)（PDF形式）

[参照条文（政令）](#)（PDF形式）

詳しくは国土交通省ホームページをご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/report/press/port06_hh_000163.html

5. 平成31年度 国土交通省土木工事・業務の積算基準等の改定 ～i-Constructionの「貫徹」に向け、継続して環境整備に取り組みます～

国土交通省では、働き手の減少を上回る生産性の向上と担い手確保に向けた働き方改革を進めるため、建設現場の生産性向上を図る i-Construction の推進等に取り組んでいます。

生産性革命「貫徹」の年である本年、公共工事の品質確保に関する受発注者の責務等を定める品確法(公共工事の品質確保の促進に関する法律)の基本理念等に則るとともに、i-Construction の更なる推進や働き方改革に取り組める環境の充実等を図る観点から最新の実態を踏まえ、土木工事及び業務の積算基準等の改定を行います。

なお、これらの基準等は、全国の地方自治体にも情報提供することとしています。

【改定項目】

1. i-Construction の貫徹
2. 働き方改革に取り組める環境整備
3. 品確法を踏まえた積算基準の改定
4. 共通仕様書等の改定

添付資料

[H31年度国土交通省土木工事・業務の積算基準等の改定（概要）](#)（PDF形式）

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_000558.html

6. 「道路運送車両法の一部を改正する法律案」を閣議決定 ～自動運転車等の安全性を確保するための制度を整備します～

自動運転車等の安全な開発・実用化・普及を図りつつ、設計・製造過程から使用過程にわたり、自動運転車等の安全性を一体的に確保するための制度を整備する「道路運送車両法の一部を改正する法律案」が、本日閣議決定されました。

1. 背景

自動運転車については、高速道路において自動運転を実施する車や、過疎地等の限定地域において無人で移動サービスを提供する車の2020年目途の実用化に向けて技術開発が進められていますが、現行法は自動運転車を想定したものになっていません。

また、自動車技術の電子化・高度化により、自動ブレーキ等の先進技術搭載車が急速に普及するとともに、通信を活用したソフトウェアの更新による自動車の性能変更が可能となっています。

2. 概要

(1) 保安基準対象装置への自動運行装置の追加

保安基準の対象装置に、プログラムにより自動的に自動車を運行させるために必要な装置として「自動運行装置」を追加します。また、自動運行装置が使用される条件（走行環境条件）を当該装置ごとに国土交通大臣が付すこととします。

(2) 自動車の電子的な検査に必要な技術情報の管理に関する事務を行わせる法人の整理

自動車の電子的な検査の導入に伴い、当該検査に必要な技術情報の管理に関する事務を独立行政法人自動車技術総合機構に行わせることとします。

(3) 分解整備の範囲の拡大及び点検整備に必要な技術情報の提供の義務付け

事業として行う場合には地方運輸局長の認証が必要となる「分解整備」の範囲について、自動運行装置等の先進技術に関する整備等にまで拡大し、名称を「特定整備」に改めるとともに、自動車メーカー等に対し、点検整備に必要な技術情報を特定整備を行う事業者等へ提供することを義務付けます。

(4) 自動運行装置等に組み込まれたプログラムの改変による改造等に係る許可制度の創設

自動車の電子制御装置に組み込まれたプログラムの改変による改造を電気通信回線の使用によりする行為等に係る許可制度を創設します。

(5) その他

[1] 自動車の型式指定制度における適切な完成検査を確保するため、完成検査の瑕疵等に対する是正措置命令等を創設します。

[2] 自動車検査証を電子化（ICカード化）するとともに、自動車検査証の記録等事務に係る委託制度を創設します。

添付資料

[報道発表資料](#)（PDF形式）

[概要](#)（PDF形式）

[要綱](#) (PDF 形式) 

[案文・理由](#) (PDF 形式) 

[新旧対照条文](#) (PDF 形式) 

[参照条文](#) (PDF 形式) 

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha01_hh_000066.html

栃木県におけるアフターデスティネーションキャンペーンの取組 ～限定ダムカード及びダムカードホルダーの配布～

1. はじめに（アフターデスティネーションキャンペーン概要）

栃木県では、2019年4月1日（月）～6月30日（日）の期間に、「本物の出会い 栃木」デスティネーションキャンペーン実行委員会（会長：栃木県知事）とJR東日本、東武鉄道が連携し、「観光で活力あふれる地域づくり！」を目標に、さらなる誘客促進のため「本物の出会い 栃木」アフターデスティネーションキャンペーンを開催します。

とちぎの春は、バラエティ豊かな「本物の出会い」を感じられる季節です。アフターデスティネーションキャンペーンでは、美しい春の景色や温泉、おいしい食べ物など、「花」「食」「温泉」「自然」「歴史・文化」の5つのテーマを切り口に、県内各地域でバラエティ豊かな「本物の出会い」を体感できる旬な特別企画を用意し、皆様をお迎えします。

2017年4月1日～6月30日に実施したプレデスティネーションキャンペーン、2018年4月1日～6月30日に実施したデスティネーションキャンペーンの経験を生かし、更なる観光資源の磨き上げを行います。



「本物の出会い 栃木」アフターデスティネーションキャンペーン
2019 4/1▶6/30

2. 限定ダムカード及びダムカードホルダーの概要

栃木県では、デスティネーションキャンペーン特別企画の一つとして、ダムを拠点とした誘客促進及び周遊の創出を図るため、栃木県管理の12ダムで限定ダムカードを作成・配布し、そのダムカードを保管するダムカードホルダーを作成・配布しました。

アフターデスティネーションキャンペーンにおいては、国土交通省管理ダム及び東京電力管理ダムを加え、栃木県内の17ダム（栃木県県土整備部管理7ダム、国土交通省管理4ダム、栃木県農政部管理2ダム、栃木県企業局管理3ダム、東京電力管理1ダム）で限定ダムカード及びダムカードホルダーを作成・配布することで更なる誘客促進及び周遊の創出を図ります。

表-1 アフターデスティネーションキャンペーン限定ダムカード
・ダムカードホルダー配布場所一覧

事業者	No.	ダム名	配布場所	配付時間等
栃木県 県土整備部	1	中禅寺ダム	中禅寺ダム管理所	9:00～15:00
	2	三河沢ダム	日光市湯西川観光センター 「湯西川水の郷」	9:00～15:00 (4月は水曜日を除く)
	3	西荒川ダム	西荒川ダム管理所	9:00～15:00
	4	塩原ダム	塩原ダム管理所	9:00～15:00
	5	寺山ダム	寺山ダム管理所	9:00～15:00
	6	東荒川ダム	東荒川ダム管理所	9:00～15:00
			尚仁沢はーとらんど	9:00～15:00
7	松田川ダム	松田川ダム管理所	10:00～14:00	
栃木県 農政部	8	深山ダム	那須広域ダム管理支所	9:00～16:00
	9	板室ダム		
栃木県 企業局	10	小網ダム	小網ダム管理所	9:00～15:00
	11	庚申ダム	庚申ダム管理所	9:00～15:00
	12	佐貫頭首工	佐貫ダム管理所	9:00～15:00
国土交通省 鬼怒川ダム 統合管理事務所	13	五十里ダム	五十里ダム管理支所	8:30～17:15
	14	川俣ダム	川俣ダム管理支所	【4/25～6/30の期間】 (4/24まで冬季閉鎖) 9:00～16:00
	15	川治ダム	川治ダム管理支所	8:30～17:15
	16	湯西川ダム	湯西川ダム管理支所	8:30～17:15
東京電力HD(株) リニューアブル パワーカンパニー 鬼怒川事業所	17	黒部ダム	高野商店 ※	【4/1～4/20の期間】 9:00～16:00 (日曜日を除く)
			栗山ふるさと物産センター ※	【4/21～6/30の期間】 9:00～16:00 (水・木を除く)

※カードホルダーを配付しない(限定ダムカードのみ)

表-2 参考：デスティネーションキャンペーン限定ダムカード配布実績
(2018. 4. 1～6.30)

事業者	No.	ダム名	配布枚数	前年度 同期間実績	前年度 同時期比較
栃木県 県土整備部	1	中禅寺ダム	2,508	434	5.8倍
	2	三河沢ダム	2,883	703	4.1倍
	3	西荒川ダム	2,306	293	7.9倍
	4	塩原ダム	3,054	771	4.0倍
	5	寺山ダム	2,507	213	11.8倍
	6	東荒川ダム	2,997	556	5.4倍
	7	松田川ダム	2,368	481	4.9倍
栃木県 農政部	8	深山ダム	2,479	456	5.4倍
	9	板室ダム	2,478	408	6.1倍
栃木県 企業局	10	庚申ダム	2,265	393	5.8倍
	11	小網ダム	2,931	509	5.8倍
	12	佐貫頭首工	2,280	347	6.6倍
合計			31,056	5,564	5.6倍

表-3 参考：デスティネーションキャンペーン限定ダムカードホルダー配布実績
(2018. 4. 1～6.30)

事業者	No.	ダム名	配布部数
栃木県 県土整備部	1	中禅寺ダム	521
	2	三河沢ダム	326
	3	西荒川ダム	532
	4	塩原ダム	524
	5	寺山ダム	663
	6	東荒川ダム	745
	7	松田川ダム	282
栃木県 農政部	8	深山ダム	488
	9	板室ダム	
栃木県 企業局	10	庚申ダム	321
	11	小網ダム	477
	12	佐貫頭首工	275
合計			5,154

